

## 仕様書（単価契約）

### 1.業務名

引取り人のない遺体の葬祭業務委託

### 2.業務の目的

行旅病人及行旅死亡人取扱法（以下「行旅人法」という。）第11条又は、墓地、埋葬等に関する法律（以下「埋葬法」という。）第9条第1項の定めにより、引取り人のない遺体（以下、「行旅死亡人等」という。）の収容、移送、葬祭、火葬及び納骨を行うことを目的とする。

### 3.対象

本業務で取り扱う遺体は、警察署又は医療機関等（以下「依頼元」という。）から市に葬祭依頼があった遺体のうち、引き取る者がなく若しくは引取り人の存否が判明しないものであって、埋葬法第9条第1項又は行旅人法第7条に基づき市が火葬を実施する遺体（以下「遺体」という。）とする

### 4.業務の内容

受託者は、交野市職員（以下「本市職員」という。）から行旅死亡人等の発生の通報を受けたときは、本市職員の指示に従い、速やかに依頼元の現場におもむき、以下の業務を行うものとする。

#### (1) 遺体の収容等

あらかじめ遺体の体格に応じた棺を用意し、棺に遺体を収容した上で、受託者の所管する安置所に移送する。

#### (2) 葬儀の仕様

葬儀に必要な棺及び骨壺等の付属品一式を用意し、納棺処置、清浄・防腐処置を行い、死者への礼を失しないよう葬儀を執り行うとともに、遺体を火葬場まで移送する。

#### (3) 遺体の火葬

受託者は、収容した遺体を速やかに霊柩車により火葬場へ搬送し、火葬に付すものとする。火葬場の都合により速やかに火葬ができない場合、又は本市職員から一時的に火葬を行わないよう求めがある場合等は、受託者の所管する安置所で遺体を一時的に保管する。一時保管する際は、死者の尊厳を傷つけないよう十分に配慮すること。

#### (4) 遺骨の納骨

受託者が火葬した後の遺骨は、受託者があらかじめ用意する骨壺に収め、市が親族調査を実施し、遺骨の引取り意向があった場合に引渡しができる状態で納骨までを行うこととする。

#### (5) 業務報告書の作成

受託者は、委託者に対して、上記（１）～（４）までの業務が完了した旨を業務完了届（任意様式）により報告する。報告書に記載する内容は、次のとおりとし、市の検査を受けなければならない。

- ①収容した行旅死亡人等の氏名、住所、生年月日、死亡年月日、依頼元及び収容日
- ②安置施設利用の有無及び日数
- ③火葬場、火葬年月日及び遺骨の保管場所
- ④その他特に報告が必要な事項

## 5.配置体制

受託者は、委託業務を実施するため、常に適正な人員を配置し、本市職員から連絡を受けた際は速やかに対応すること。

## 6.業務の委託期間

令和7年5月1日から令和8年3月31日までとする。

## 7.予定件数

10件

## 8.委託費用（見積額）

遺体の収容、移送、保管、葬祭、納骨に付随するすべての費用は委託費用に含まれる。（本業務は、単価契約のため1件あたりの委託費用を見積もるものとし、生活保護制度に基づく葬祭扶助の基準額を上限とする。）

ドライアイス等の保管資材代については1日当たりの単価を見積もるものとし、保管日数を乗じて支払する。

なお、受託者が負担した火葬料は実費を加算するものとする。

また、検案料については受託者が立替払いをした場合は別途、受託者からの請求により実費分を支払する。

## 9.支払方法等

- （１）毎回の葬祭業務終了後に業務報告書を提出すること。
- （２）毎回の業務完了を確認後、請求書に基づき支払う。

## 10.その他

- （１）受託者は、受託した業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- （２）受託者が、本業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に市と協議することとする。

- (3) 業務の遂行にあたっては、受託者は市と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、市、受託者双方が協議をして、これを処理すること。また、適正な業務の遂行を図るため、必要に応じて市が実地にて監督を行う場合がある。
- (4) 業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部の漏洩がないように注意すること。また、市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、市、受託者双方が協議の上決定する。

以上